

## 1 5 生活衛生対策

### 〔現況及び施策の方向〕

#### 1 生活衛生対策

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生環境を確保するため、監視指導を実施するとともに、公益財団法人広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係事業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者の利益の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

#### 2 水道整備対策

本県における水道普及率は、平成 26 年度末 94.2%で、全国平均の 97.8%に比べ 3.6 ポイント下回っている。

このため、市町が水道未普及地域解消のために行う水道施設整備については、国庫補助制度の活用により促進するとともに、持続可能な水道事業経営のために簡易水道事業の統合を推進する。

また、水の安全・安心や安定給水を確保するため、地震や濁水など災害に強い水道施設整備の促進を図るとともに、水道施設等の立入検査を実施し、適正な施設管理、水質管理等について指導を行う。

第 1 表 水道普及率の推移

(単位 %)

区 分		平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
普及率	県	94.2	94.2	94.0	93.9	93.7
	全 国	97.8	97.7	97.7	97.6	97.5

#### 3 動物愛護対策

動物愛護思想の普及啓発、動物による人身等への危害防止、野犬の保護、動物取扱業の監視指導及び危険な動物（特定動物）の飼養施設の監視指導等を行い、住み良い生活環境づくりを図る。

### 〔事業の内容〕

#### 1 生活衛生対策（予算額 29,897 千円）

##### (1) 生活衛生関係施設の監視指導（予算額 1,363 千円）

理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物及び墓地等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準の向上を図る。

なかでも、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館業の入浴施設について、重点的に指導することとする。（昭和 22 年度創設）

第 2 表 生活衛生関係施設監視指導状況

(単位 か所, 件)

年度	区 分	理 容 所	美 容 所	興 行 場	旅 館	公衆浴場	ク リ ー ニ ン グ 所	特 定 建 築 物	墓 地 其 他
27	施 設 数	158	259	1	49	19	98	32	9,259
	監視指導延件数	21	37	1	31	18	5	4	15
26	施 設 数	160	254	1	52	19	102	32	9,242
	監視指導延件数	16	23	1	23	11	35	5	5
25	施 設 数	164	254	1	51	19	109	32	9,243
	監視指導延件数	14	15	1	30	21	25	11	12

(注) 1 大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町が対象。ただし、墓地その他には、大竹市を含まない。

2 その他とは、火葬場及び納骨堂をいう。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導（予算額 23,196 千円）

生活衛生関係営業の経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の向上を図るとともに、消費者等の利益を擁護するため、（公財）広島県生活衛生営業指導センターが行う事業に対し助成する。（昭和 56 年度創設）

○ 生活衛生営業指導センター補助金

（公財）広島県生活衛生営業指導センターが生活衛生営業相談室を設置し、経営指導員、経営特別相談員による経営、融資、衛生面等の相談指導を行うとともに、講習会の開催、消費者からの苦情処理、広報紙の発行による情報提供等を行う事業に助成する。

第 3 表 生活衛生営業指導センターへの補助金交付状況

（単位 千円）

区 分	平成 28 年度（予定）	平成 27 年度	平成 26 年度
生活衛生営業指導センター補助金	23,196	22,831	21,740

〔負担割合 県 1/2, 国 1/2〕

（ただし、補助額のうち 948 千円については、単県補助分である。）

(3) 公衆浴場確保対策事業（予算額 5,179 千円）

公衆浴場の確保を図るため、設備改善補助、施設整備資金利子補給費補助等の措置を講じ、経営の安定化、衛生水準の維持向上に努める。（昭和 48 年度創設）

第 4 表 一般公衆浴場利用者及び入浴料金状況

（単位 施設, 人, 円）

区 分	施設数	平均入浴 人 員	入 浴 料 金（円）			施行日
			大 人	中 人	小 人	
平成 27 年度	55	131.0	430	150	70	27.9.1
平成 26 年度	59	100.0	400	150	70	20.1.1
平成 25 年度	63	100.2	400	150	70	20.1.1

(注) 1 広島市、呉市、福山市を含む。

2 施設数は年度末数を示す。

3 入浴人員は、1 施設 1 日当たりの平均人員（前年度実績）

第 5 表 一般公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金交付状況

（単位 件, 円）

区 分	件 数	補助金額
平成 28 年度（予定）	10	2,098,742
平成 27 年度	4	1,075,973
平成 26 年度	5	2,049,949

第 6 表 一般公衆浴場設備改善補助金交付状況

（単位 円）

区 分	件数	補助金額	摘 要
平成 28 年度 （予定）	10	3,080,000	給湯用ボイラー 2 件 ろ過機 1 件 煙突 1 件 配管設備 1 件 浴室タイル 2 件 空調設備 3 件
平成 27 年度	8	1,672,699	給湯用ボイラー 1 件 ろ過機 1 件 煙突 1 件 配管設備 3 件 バーナー 2 件
平成 26 年度	13	2,859,049	給湯用ボイラー 1 件 温水器 1 件 配管設備 4 件 浴室タイル 2 件 空調設備 4 件 バーナー 1 件

(注) 広島市、呉市、福山市を含む。

〔負担割合 県 1/4, 市町 1/4, 設置者 1/2〕

(4) クリーニング師の試験及び免許（予算額 159 千円）

クリーニング師の免許取得に係る試験を実施するとともに、合格者に免許を与える。（昭和 26 年度創設）

第7表 クリーニング師試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人, %)

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免 許 交 付 者
平成 27 年度	32	31	96.9	30
平成 26 年度	31	28	90.3	27
平成 25 年度	37	33	89.2	30

2 水道整備対策 (予算額 555,659 千円)

(1) 水道事業の認可等

県内の水道事業 (給水人口 5 万人以下に限る。) の創設認可, 変更認可及び廃止許可を行う。(昭和 33 年度創設)

また, 事業内容の軽微な変更, 事業全ての譲り受けに伴う事前届出及び事業の譲り渡しに伴う事業廃止届の受理を行う。(変更認可等に係る手続きの簡素化を図るため, 平成 14 年度から制度改正)

第8表 水道事業の認可等の状況

(単位 件)

区 分	上 水 道					簡 易 水 道				
	創設	変 更		廃 止		創設	変 更		廃 止	
		認可	届出	許可	届出		認可	届出	許可	届出
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	1	1	1	5
平成 26 年度	0	1	2	0	0	0	0	0	0	8
平成 25 年度	0	0	0	0	0	0	3	0	1	1

(2) 水道施設管理指導 (予算額 3,740 千円)

ア 水道施設維持管理指導

水道施設等の適正な維持管理を行い, 安全な水の安定供給を確保するため, 立入検査等を計画的に実施し, 衛生対策や危機管理対策の強化を図る。

(ア) 水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な供給の確保を図るため, 水道施設 (専用水道を含む。) に対する立入検査を実施し, 適正な施設の維持管理及び水道法の遵守について指導する。

(イ) 簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため, 簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を実施する。

(ウ) 飲用井戸等の衛生対策指導

飲用に供する井戸及び水道法の規制対象とならない小規模水道施設の衛生確保を図るため, 市町と協力して啓発・指導を実施する。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため, 広島県水道水質管理計画 (平成 16 年 2 月改定) に基づく水質の監視, 県と水道事業者との化学物質情報共有体制の整備など, 円滑な水質管理を指導する。

(3) 水道施設整備指導等 (予算額 2,357 千円)

ア 水道整備計画調査指導等

水道普及の促進を図るため, 水道整備計画等に係る市町への助言・指導を行う。

(ア) 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導等

水道事業者等に対し, 水道を整備するための基本計画, 施設形態, 建設財源等について技術的な助言・指導を行う。

(イ) 水道普及促進指導等

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする市町に対し、水道法上の手続きや国庫補助及び交付金制度の活用等について助言・指導を行う。

(ウ) 簡易水道事業統合指導等

経営の効率性、経営基盤の強化を図るため、簡易水道事業の統合について助言・指導を行う。

イ 水道施設整備事業指導監督

市町が実施する国庫補助及び交付金対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導監督を行う。

(ア) 簡易水道等施設整備事業

a 一般簡易水道等施設整備事業

市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 27 年度創設）

対象：4 市 1 町（13 事業）

b 離島簡易水道等施設整備事業

離島市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 32 年度創設）

対象：なし

第 9 表 簡易水道等施設整備事業実施状況

(単位 件, 千円)

区 分	一般簡易水道等施設整備事業			離島簡易水道等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成 28 年度	13	1,125,936	409,902	0	0	0
平成 27 年度	15	2,276,178	878,950	0	0	0
平成 26 年度	19	3,399,417	1,295,696	1	108,000	54,000

(負担割合 国 1/4~1/2, 市町 1/2~3/4)  
(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(イ) 水道水源開発等施設整備事業

a 水道水源開発施設整備事業（昭和 42 年度創設）

ダム等水道水源開発のための施設及び関連施設の整備事業

対象：なし

b 高度浄水施設等整備事業（平成 3 年度創設、平成 7 年度改正）

対象：なし

(ウ) 水道施設耐震化等交付金事業（平成 28 年度創設）

a 水道事業運営基盤強化推進等事業

(a) 水道広域化施設整備事業

対象：県及び 1 市（2 事業）

(b) 遠隔監視システム整備事業

対象：1 町（1 事業）

b 水道施設等耐震化事業

(a) 簡易水道再編推進事業

対象：2 市（3 事業）

(b) 生活基盤近代化事業

対象：2 市 1 町（6 事業）

(c) 緊急時給水拠点確保等事業

対象：3 市（3 事業）

- (d) 水道管路耐震化等推進事業  
対象：県及び2市（4事業）
- (e) 官民連携等基盤強化推進事業  
対象：なし

第10表 水道水源開発等施設整備事業実施状況

(単位 件, 千円)

区 分	水道水源開発施設整備事業			高度浄水施設等整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成28年度	0	0	0	0	0	0
平成27年度	1	148,547	74,273	0	0	0
平成26年度	1	140,000	70,000	0	0	0
区 分	水道広域化施設整備事業			ライフライン機能強化等事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成28年度	-	-	-	-	-	-
平成27年度	-	-	-	-	-	-
平成26年度	2	169,000	56,333	8	936,924	340,028

[負担割合 国1/4~1/3, 市町2/3~3/4]  
(平成28年4月1日現在)

(4) 【新】水道施設耐震化等交付金事業（予算額 549,562千円）

水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援するため、国から交付される生活基盤施設耐震化等交付金を地方公共団体等に補助する。（平成28年度から、国から市町等への直接補助から、県を通じた間接補助となった。）

第11表 水道施設耐震化等交付金事業実施状況

(単位 件, 千円)

区 分	水道事業運営基盤強化推進等事業			水道施設等耐震化事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
平成28年度	3	241,774	78,580	16	1,196,163	354,299
平成27年度	2	364,455	121,485	10	643,607	194,711
平成26年度	-	-	-	-	-	-
区 分	官民連携等基盤強化推進事業					
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額			
平成28年度	0	0	0			
平成27年度	1	20,000	6,666			
平成26年度	-	-	-			

[負担割合 国1/4~1/2, 市町1/2~3/4]  
(平成28年4月1日現在)

※平成28年度水道施設耐震化等交付金事業の実施市町数等は、「(3)水道施設整備指導等」イ(ウ)に記載。

(5) 広島県水道整備基本構想（第2次）～広島県水道ビジョン～〈平成23年3月改定〉の推進

将来にわたり持続可能な水道を構築するため、広島県水道ビジョンにおいて年次目標を定めてその達成を図るとともに、広島県水道事業推進会議を活用して水道事業者が直面する諸課題について関係者が相互に意見交換し、課題解決に向けた取組を推進する。

3 動物愛護対策（予算額 102,285千円）

平成26年3月に改定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努める。

(1) 動物保護管理事業（予算額 58,530 千円）

野犬の保護等

野犬の保護業務により、犬による危害防止に努めるとともに、負傷疾病犬等の収容措置を実施する。

(2) 動物愛護事業（予算額 22,941 千円）

ア 犬・猫の引取等

動物愛護センター（昭和 55 年度創設）において、犬・猫の引取りを実施し、動物の適正な取扱いの徹底を期する。また、動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護教室を拡充強化する。

第 12 表 犬・猫引取等実施状況

(単位 頭)

区 分	定点	持参	センター動物保護		合 計	返 還	譲 渡	負傷疾病犬等収容措置
			保護	引取				
平成 27 年度	犬	658	115	719	1,492	26	762	53
	猫	732		181	913	3	178	97
	計	1,390	115	900	2,405	29	940	150
平成 26 年度	犬	202	635	133	606	32	479	20
	猫	821	987		50	9	128	73
	計	1,023	1,622	133	656	41	607	93
平成 25 年度	犬	304	755	180	571	39	461	14
	猫	1,203	1,214		82	8	110	35
	計	1,507	1,969	180	653	47	571	49

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。なお, 定時定点引取りについては, 平成 27 年 3 月 31 日で廃止した。

イ 特定動物の飼養許可指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、特定動物の飼養を許可するとともに、適切な飼養を指導する。（平成 18 年度創設）

第 13 表 特定動物飼養状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

(単位 件, 頭)

区 分	おながざる科	かみつきがめ科	ボア科	くさりへび科	アリゲーター科	計
許可件数	4	5	5	1	1	16
飼養頭数	3	7	4	20,000	1	20,015

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

ウ 動物取扱業の登録指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、動物取扱業者に対し、動物の適正な取扱いを指導する。（平成 12 年度創設）

第 14 表 第一種動物取扱業登録施設数（平成 28 年 3 月 31 日現在）

(単位 件, 施設)

区 分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施施設数
平成27年度	168	214	4	31	23	1	329
平成26年度	164	211	5	31	24	1	321
平成25年度	166	206	4	30	23	1	322

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

第 15 表 第二種動物取扱業登録施設数（平成 28 年 3 月 31 日現在）

(単位 件, 施設)

区 分	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施施設数
平成27年度	7	0	0	0	0	0	7
平成26年度	6	0	0	0	0	0	6

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(3) 動物愛護強化推進事業（予算額 20,814 千円）

ア 動物愛護センター在り方検討会

返還・譲渡の促進のため、作業部会を設け、今後の動物愛護センターの在り方について調査・検討する。

イ 野良犬・野良猫削減対策【一部新】

全ての引取り依頼に動物愛護センターが相談・対応できる体制を確保するとともに、平成 26 年度末の定時定点引取りの廃止により、野良犬・野良猫が増加しないように、地域猫活動などの野良犬・野良猫対策に取り組む市町に対する助成、地域猫の不妊支援制度により、地域・自治会単位で行う野良犬・野良猫対策を促進する。